

(4-2-III)

実績評価書

平成16年7月

政策体系	番号	
基本目標	4	経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること
施策目標	2	雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること
	Ⅲ	事業活動の縮小を余儀なくされた企業における雇用の維持・安定を図ること
担当部局・課	主管部局・課	職業安定局雇用開発課
	関係部局・課	

1. 施策目標に関する実績の状況

実績目標1 失業者の発生を予防すること		(実績目標を達成するための手段の概要)				
景気の変動、産業構造の変化等により急激な事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、事前に休業規模等を計画した届け出を行い、その雇用する労働者に対し休業、教育訓練又は出向を実施し、支給申請をした場合、雇用調整助成金（以下「本助成金」という。）を支給し、支払った賃金等の一部を助成することにより、労働者の失業の予防を図る。						
(評価指標)		H11	H12	H13	H14	H15
雇用調整助成金の対象者数 (延べ)	休業 (千人)	2,405	991	451	913	374
	教育訓練 (千人)	316	261	44	84	13
	出向 (人)	3,583	5,752	3,242	284	124
雇用調整助成金の支給決定金額 (百万円)		56,426	24,059	11,549	15,976	2,301

2. 評価

(1) 現状分析

現状分析

労働力調査（総務省統計局）によれば、平成15年度平均の雇用失業情勢は、完全失業率が5.1%と平成14年度平均と比べ0.3ポイント低下した。完全失業者数は5年連続で300万人を超えており、平成15年度は342万人と、平成14年度から18万人減少した。また、一般職業紹介状況（厚生労働省職業安定局）によると、平成15年度平均の有効求人倍率は0.69倍（平成14年度0.56倍）と上昇している。

これらの数値から現下の雇用失業情勢は、依然厳しさが残るものとの総じて改善してきているといえる。しかし、景気変動等に伴い事業活動の縮小を余儀なくされる事業主は未だ少なからず存在するものと考えられるため、休業等又は出向といった一時的な雇用調整を行う事業主を支援し、失業の予防を図ることが必要となっている。

(2) 評価結果

政策手段の有効性の評価

平成15年度は、前年度と比べ約540千人減の延べ約373千人を対象に、休業手当の一部助成を行ったところであるが、この実績減は、最近の景気回復等による雇用失業情勢の改善によるものと考えられる。他方、依然として一時的な雇用調整を行う必要がある事業主は存在しており、本助成金は失業の予防・雇用維持のために有効に活用されている。

ただし、本制度については構造調整を阻害するものとなっているのではないかとの指摘もあることから、平成15年4月に支給限度日数を引き下げる等の見直しを行ったところである。

政策手段の効率性の評価

雇用調整助成金は、労働者の失業の予防を図ることを目的としており、雇用調整を行う事業所の実情にあわせて休業・教育訓練又は出向のいずれかの雇用調整を選択することが可能である。また、雇用調整を行う企業の規模に応じ、中小企業には高率助成を行うなど、効率的な助成が行われている。

総合的な評価

雇用調整助成金の活用により、一定程度失業の予防が図られ、目標をほぼ達成したと考えられる。今後も雇用の維持に対して本助成金の果たす役割は大きいことから、制度の周知徹底を図ることが必要である。

評価結果分類	分析分類
②	②

3. 特記事項

①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会報告書「雇用保険制度の見直しについて」（平成14年12月18日）において、「雇用調整助成金等の雇用維持支援施策については見直しを行う。」とされている。

また、労働政策審議会の答申を踏まえ、事業所における対象被保険者全員が一斉に1時間以上行うこととされている従来の短時間休業に加えて、平成14年6月は一斉要件を緩和し、部門等個別の単位で1日1時間以上行われる休業も対象とすることとした。

②各種政府決定との関係及び遵守状況

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」（平成15年6月27日閣議決定）において「雇用維持支援・雇入助成から労働移動支援・ミスマッチの解消へ、生活支援から早期再就職支援等の自立支援に重点化する。」と指摘されている。

「規制改革の推進に関する第3次答申」（平成15年12月22日総合規制改革会議）において、「雇用安定事業関連の助成金については、①雇用維持支援から労働移動支援へ、②雇入助成からミスマッチ解消へ、③生活支援から早期再就職へという観点に重点を置いた見直しを行うべきである。本事業の代表例である雇用調整助成金については、構造調整を遅延させているのではないかという指摘もあり、検証を行った上で必要に応じて見直すべきである。」と指摘されている。

③総務省による行政評価・監視等の状況

なし

④国会による決議等の状況（警告決議、付帯決議等）

「雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（平成15年4月15日衆議院厚生労働委員会）において「雇用保険三事業の各種給付金等について、政策評価を適切に行い、今後とも必要な見直しを行うよう努めるとともに、中小企業の利用に配慮しつつ、不正受給の防止に万全を期すこと」とされている。

「雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（平成15年4月24日参議院厚生労働委員会）において「雇用保険三事業の各種給付金等については、政策評価を適切に行い、真に失業予防や再就職の促進に有用であると認められるものを実施するよう、不断の見直しを行うとともに、中小企業の利用促進に配慮しつつ、不正受給の防止にも万全を期すこと」とされている。

⑤会計検査院による指摘

なし